

企業型 確定拠出年金のご案内

少人数から

オーダーメイド

福利厚生

退職金制度

中小企業の年金制度の状況について

～老後年金問題を解決に向けて～



日本企業の約90%が「中小企業」にあたり、その従業員は全労働人口の約70%を占める。 ※「2025年版 中小企業白書・小規模企業白書」より



一般的に「中小企業」の給与水準は大企業よりも低水準であることが多く、より早い段階で老後資金を準備することが必要です。



現状、確定拠出年金（企業型）の普及は大企業が中心であり、中小企業への普及は、おそよ70%を占める日本の労働者の年金問題※を解決するための対策となります。

※会社を退職したときに企業型DCを適切に処理せず、国の機関に強制格納された「自動移換者」はDC難民と言われます。中小企業に企業型が普及することで、自動移換者の受け皿となり、企業型のポタービリティ制度が充実します。



Contents

- 1 企業型確定企業年金制度とは
- 2 税制優遇措置について
- 3 中小企業が抱える経営課題
- 4 プランの特長
- 5 制度設計について
- 6 掛金設定について
- 7 導入効果のシミュレーション
- 8 運用商品のラインナップ
- 9 投資教育関連について
- 10 制度の運営費について
- 11 制度導入までのスケジュール例
- 12 必要書類のご案内
- 13 プランの概要
- 14 よくあるご質問（Q & A）

1 企業型確定拠出年金制度とは

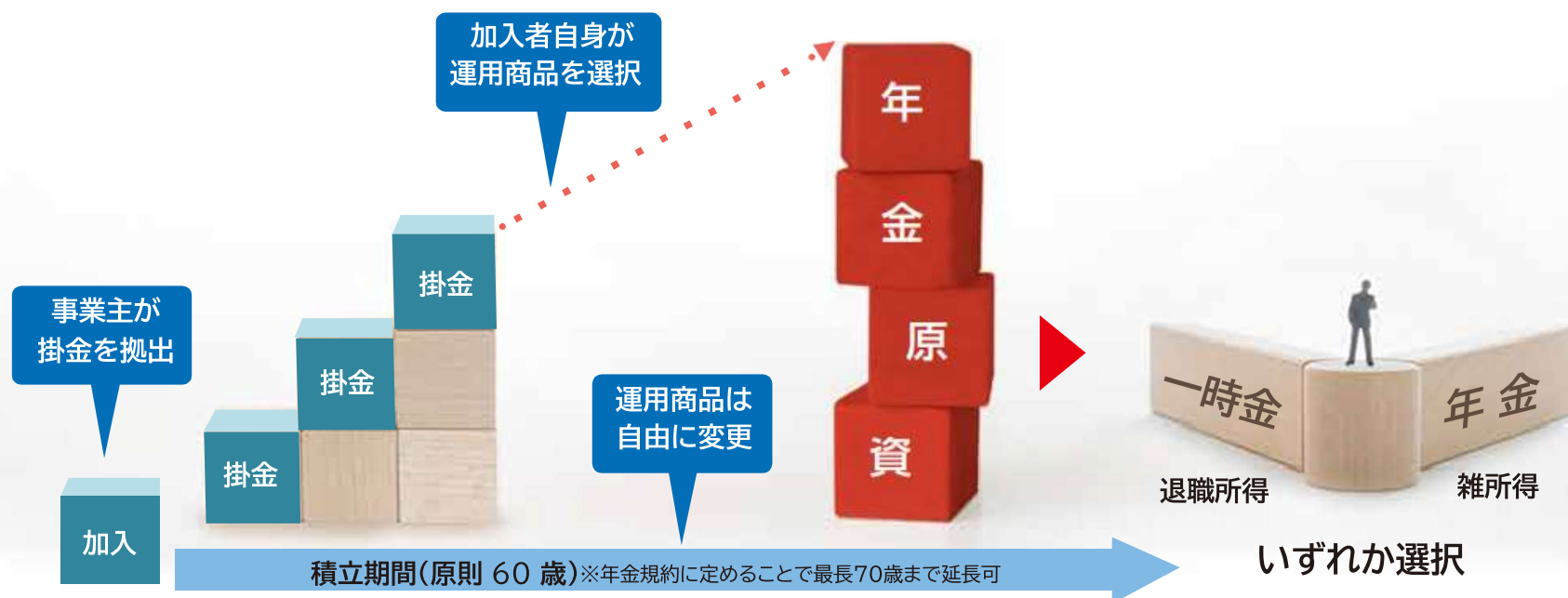
企業型確定拠出年金制度とは、企業が掛金を負担し、加入者自ら運用商品を選択、運用する企業年金制度です。

Point 1 事業主が厚生局に申請し、承認を得て確定拠出年金制度を導入します。

Point 2 事業主は、掛金を加入者の確定拠出年金口座に拠出します。

Point 3 加入者は自ら運用商品を選択し、年金資産を運用します。

Point 4 原則 60 歳で受給権を取得し、一時金もしくは年金で受け取ります。



1 企業型確定拠出年金制度とは

企業型の導入は法人種別を問わず、厚生年金の適用事業所であることが条件になります。また、制度導入には厚生局への申請・承認が必要ですが、承認まで当社でサポートいたします。また、企業型は運営管理手数料の他、所定の手数料がかかります。

(毎月最大6.2万円)

74.4万円

加入者1名あたりの
拠出限度額(年間)



経済面のメリット

01
POINT

掛金は全額法人経費
(福利厚生費で計上)

02
POINT

受け取り時まで非課税で積立・運用
(所得税法施行令第64条に準拠)

03
POINT

一時金で受け取る場合は在職中でも
退職所得として分離課税



安心面のメリット

01
POINT

確定拠出年金口座内の資産は個人のもので

02
POINT

年金資産は分別管理されます
(みずほ信託銀行による管理)

03
POINT

投資信託の他、銀行の定期預金でも運用できます

※預金商品にはペイオフが適用されます。銀行あたり1,000万円と利息相当が保証されます。

1 企業型確定拠出年金制度とは

参考①:他の退職金制度との比較

	企業型確定 拠出年金(DC)	規約型確定 給付年金(DB)	中小企業退職金 共済制度	福利厚生型 養老保険	経営者向け保険
任意加入	可能	可能	全員加入	原則全員加入	一(対象は経営者/役員)
加入年齢	70歳未満	70歳未満	制限なし	商品による	制限なし
加入制限	役員も拠出可	役員も拠出可	役員は拠出不可	役員原則必須	経営者または役員のみ
社会保険料負担額	軽減可	軽減可	上乗せ部分は対象外	軽減不可	軽減不可
掛金上限/月	62,000円	商品提供側が設定 (40万円など)	30,000円	商品による	商品による
運用	個人が運用	基金等が運用	機構が運用	保険会社が運用	保険会社が運用
受け取り	原則60歳以上	退職時に受け取り可能	退職時に受け取り可能	基本満期想定 (早期解約では返戻率が大幅マイナス)	商品による
その他	相対的に利回りが良く なる可能性が高い 企業負担額が一定	委託運用状況等により、 企業に追加負担の 可能性あり	拠出3年未満だと 返戻率100%未満 1年間国からの助成あり	損金算入は原則 1/2 会社への貢献などに 応じた変更は原則不可	税制改正で損金算入率が 変わり、40%などに 相続税対策等で一部活用

1 企業型確定拠出年金制度とは

参考②:他の積立制度との比較

	企業型確定 拠出年金(DC)	iDeCo	NISA(積立投資)	銀行預金
投資金額	74.4万	74.4万	120万円	任意
運用益	非課税	非課税	非課税	課税
社会保険料負担額	軽減可	軽減不可	軽減不可	軽減不可
受取時税制優遇	あり(退職所得控除等)	あり(退職所得控除等)	なし	なし
運用対象商品	投資信託、定期預金 保険商品など	投資信託、定期預金 保険商品など	投資信託	×
運用	個人が運用	個人が運用	個人が運用	—
受け取り	原則60歳以上	原則60歳以上	いつでも可能	いつでも可能
手数料負担	個人負担 0円	年間2,052円～ ⇒2027/1から 年間2,232円～	原則無料	原則無料

2 税制優遇措置について

確定拠出年金制度には、3 つの「**税制優遇**」があります。

① 積立

掛金が
非課税

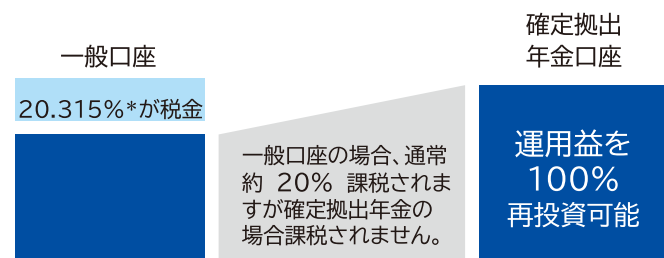
掛金は**全額非課税**で積み立てが可能です。
事業主が負担する掛け金は、**退職給付費用の項目**として損金として計上できます。

「選択制」の設計の場合は、**社会保険料も対象外**になります。

② 運用

運用益が
非課税

運用益は非課税です。
年金資産を効率良く積み立てできます。



③ 受取

各種控除で
税軽減

一時金受取:退職所得控除を活用できます

例)積立期間 30 年(その他の退職金支給なし)の場合

最大1,500 万円まで非課税

年金受取 : 公的年金等控除を活用できます

例)65 歳時の受け取り(その他の年金収入なし)の場合

年間最大 110 万円まで非課税

(公的年金と合算します。)

*当税率は、20% の譲渡益への課税に加え、復興特別所得税 2.1% を加えたものです。

※詳細な計算方法は、専門家または税務署等にお問い合わせください。

3 中小企業が抱える経営課題

深刻化する人手不足への対応として、従業員が長く働きたいと感じる職場環境を実現するために、退職金制度を含む福利厚生の実装が重要視されています。

01

採用力の強化

求職者にとって「退職金制度の有無」は企業選びの重要な基準となり得ます。将来の資金形成ができる福利厚生を整備することで、求職者からの信頼を得やすくなり、採用力の強化へとつながります。

02

優秀な人材の定着

将来の資産形成を支援する制度は、従業員にとって大きな安心材料となり、長く働ける職場づくりに寄与します。長期的に活躍してもらうためのインセンティブとして機能し、離職率低下などの効果が期待できます。

03

エンゲージメント向上

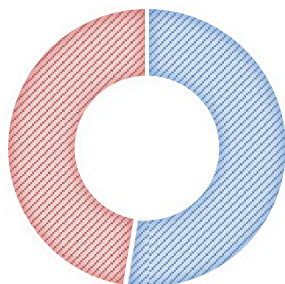
企業が従業員の将来を考え制度を整えることは、従業員の信頼感や帰属意識を高めます。企業への信頼が構築されることで従業員のエンゲージメントが高まり、自発的な貢献意欲や業務への前向きな姿勢が生まれます。

POINT

退職金制度は、従業員の将来に対する不安を軽減し、安心して働ける環境づくりに寄与する施策です。大企業と同等の福利厚生制度の実装は、中小企業の持続的な成長を支える有効な手段となりますが、整備が追い付いていないのが現状です。

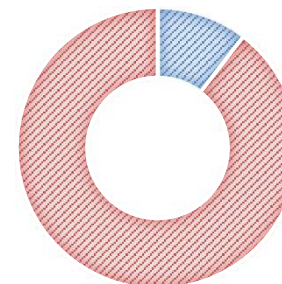
【従業員1,000人以上の場合】

約53%が企業型確定拠出年金を導入



【従業員30～99人以上の場合】

約10%が企業型確定拠出年金を導入



※厚生労働省「令和5年就労条件総合調査」より独自に作成

4 プランの特長

1

加入者 1 名から導入が可能です。

一般の金融機関ではお引き受けが難しかった中小企業・小規模企業も導入可能です。
人数に関わりなく、加入者 1 名、役員のための事業所でも導入できます。

2

充実した運用商品ラインナップをご提供します。

インデックス型の運用商品は手数料の低い良質な運用商品を提供します。
もちろん、投資信託の購入時手数料(販売手数料)は無料(ノーロードファンド)です。

3

規約申請に関する支援、導入のコンサルティングをご提供します。

任意加入の選択制の他、お客様のご要望に応じたコンサルティングをご提供します。

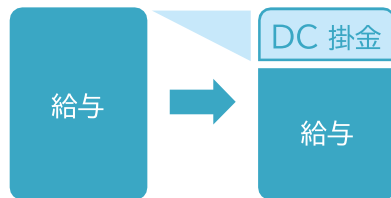


5 制度設計について

本プランでは、選択制の他、
ご要望に応じたコンサルティングをご提供します

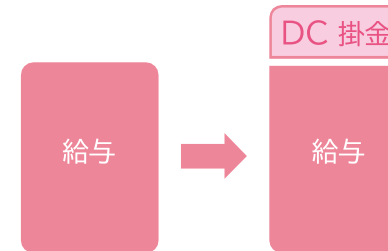
設 計 例

【①選択制】



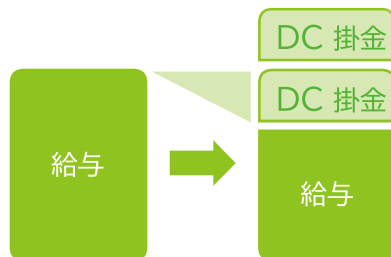
給与を減額し、その減額分を任意積立部分(生涯設計手当)とします。対象者には制度加入の選択権を付与します。加入者の積み立てる掛金は全額非課税、社会保険料算定の対象からも外れます。事業主は折半負担する社会保険料の負担軽減が期待できます。

【②給与に上乗せして支給】



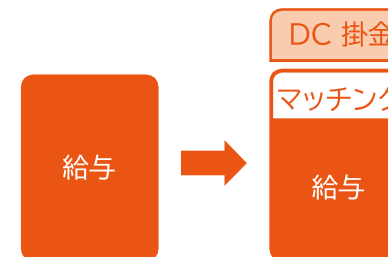
現行の給与体系を変更せず、事業主は加入者の確定拠出年金口座に掛金を退職金として拠出します。事業主は確定拠出年金の掛金として拠出することで、退職給付債務の計上が不要になります。

【③給与に上乗せ支給＋選択制】



①と②の併用です。選択制を併用し、会社から支給される掛金に上乗せすることで、より多くの年金資産を積み立てできます。①②合わせて月額最大62,000円まで積み立てできます。

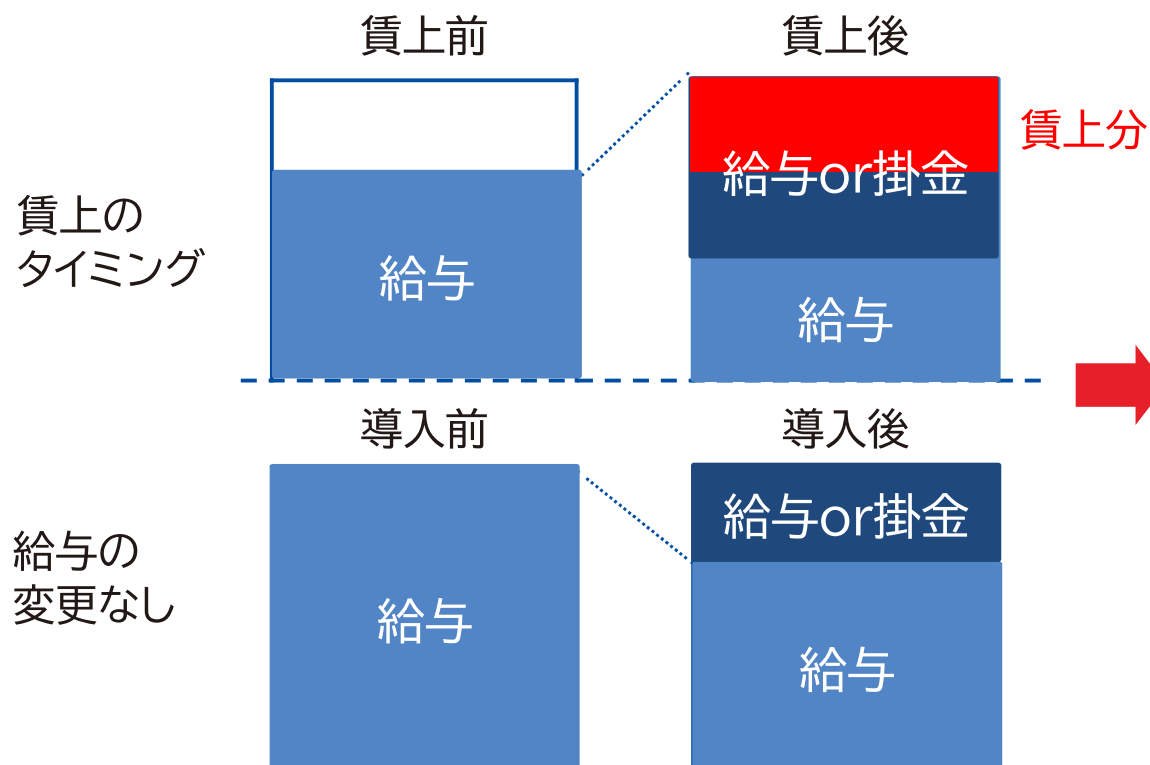
【④マッチング拠出】



会社が拠出する掛金とは別に、従業員は自身の所得から掛金を上乗せして拠出できます。マッチング拠出による掛金は、選択制と異なり社会保険料算定の対象とはなりませんが、全額所得控除されるため、税金はかかりません。

5-1 選択制の制度設計例

- 1 事業主が給与の一部を※「生涯設計手当」の原資とします。
(※不利益変更とならないよう、実質の支給金額は変えません。)
- 2 対象者(従業員)は、「事業主掛金」として、その一部または全部を確定拠出年金の掛金として拠出するのか、前払金(給与)として受け取るのかを選択します。
- 3 「事業主掛金」として拠出した場合、非課税で積み立てられ、かつ社会保険料の算定基礎となる賃金には含まれません。



生涯設計手当 2 万円を新設した場合の例

掛金の選択権を付与

選択コース	企業型掛金(月額)	前払金(給与)(月額)
1	0 円	20,000 円
2	5,000 円	15,000 円
3	10,000 円	10,000 円
4	15,000 円	5,000 円
5	20,000 円	0 円

5-1 選択制の制度設計例（役員の場合）

1

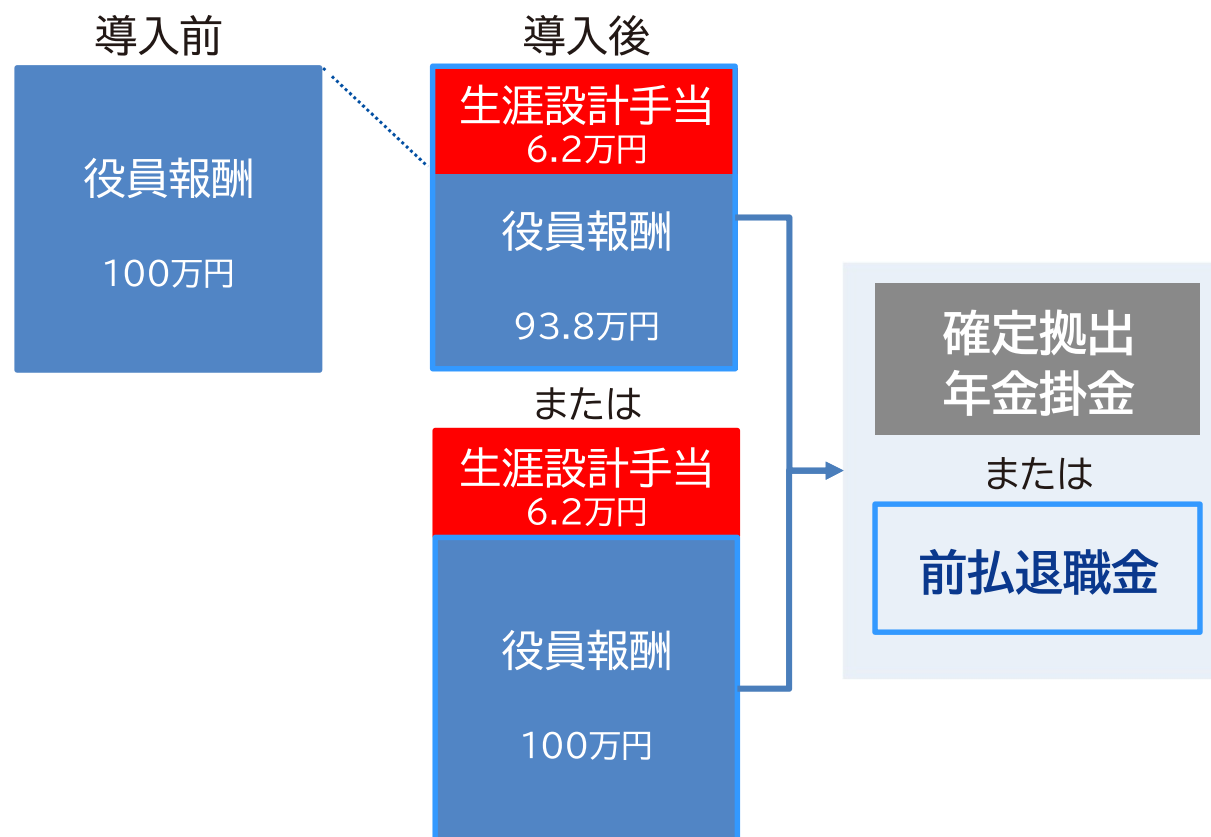
役員は70歳未満で厚生年金保険の被保険者であればご加入いただけます。

（事業所等の取り扱いにより加入可能年齢の上限が異なります）

会社が拠出した掛け金は退職給付費用として費用計上します。

2

役員報酬を減額する場合、定期同額のルールに従い、役員報酬の改定時期に加入します。役員報酬を減額せず、掛金を拠出する場合は、加入時期に制限はありません。

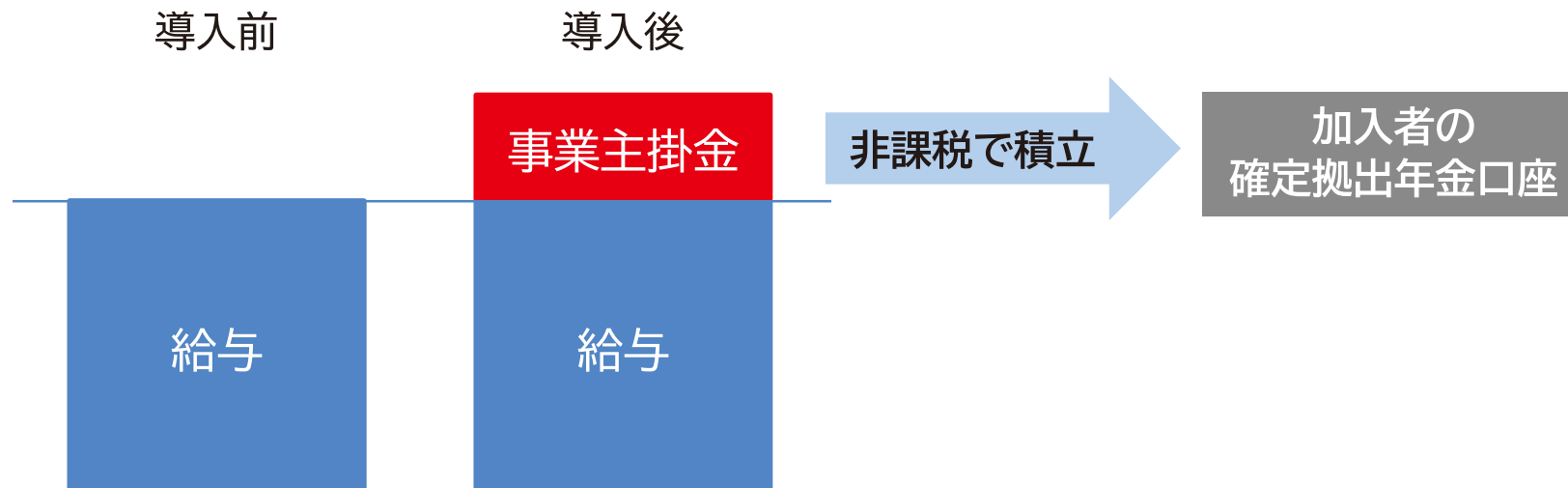


前払退職金の全部または一部を掛金として積み立てるか、役員報酬支払時に併せて前払退職金として受け取るか選択できます。
※生涯設計手当の範囲内で掛け金額の変更が可能です。変更時期および、変更方法は、制度設計や拠出方法により異なります。

選択コース	企業型掛金(月額)	前払金(給与)(月額)
1	7,000 円	55,000 円
2	17,000 円	45,000 円
3	22,000 円	40,000 円
4	27,000 円	35,000 円
5	62,000 円	0 円

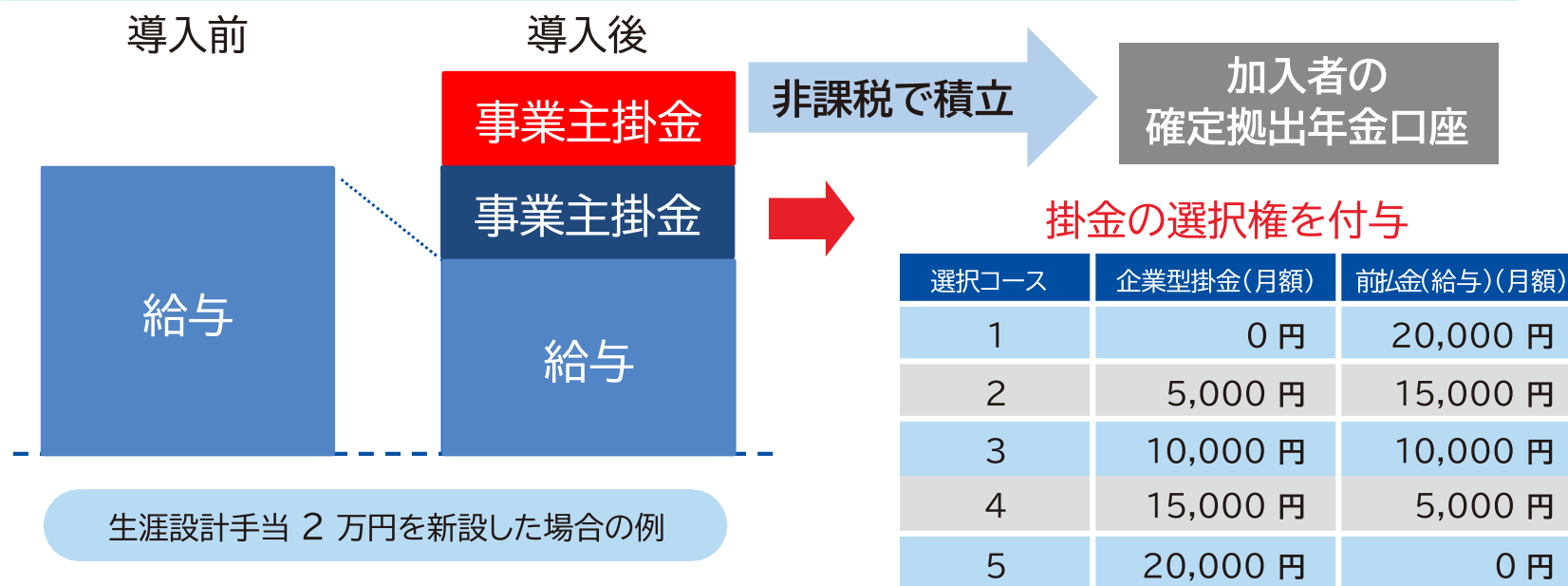
5-2 上乘せの制度設計例

- 1 事業主が「事業主掛金」を負担し、加入者の「確定拠出年金口座」に拠出します。
- 2 「事業主掛金」は非課税で積み立てられ、社会保険料の算定基礎となる賃金には含まれません。



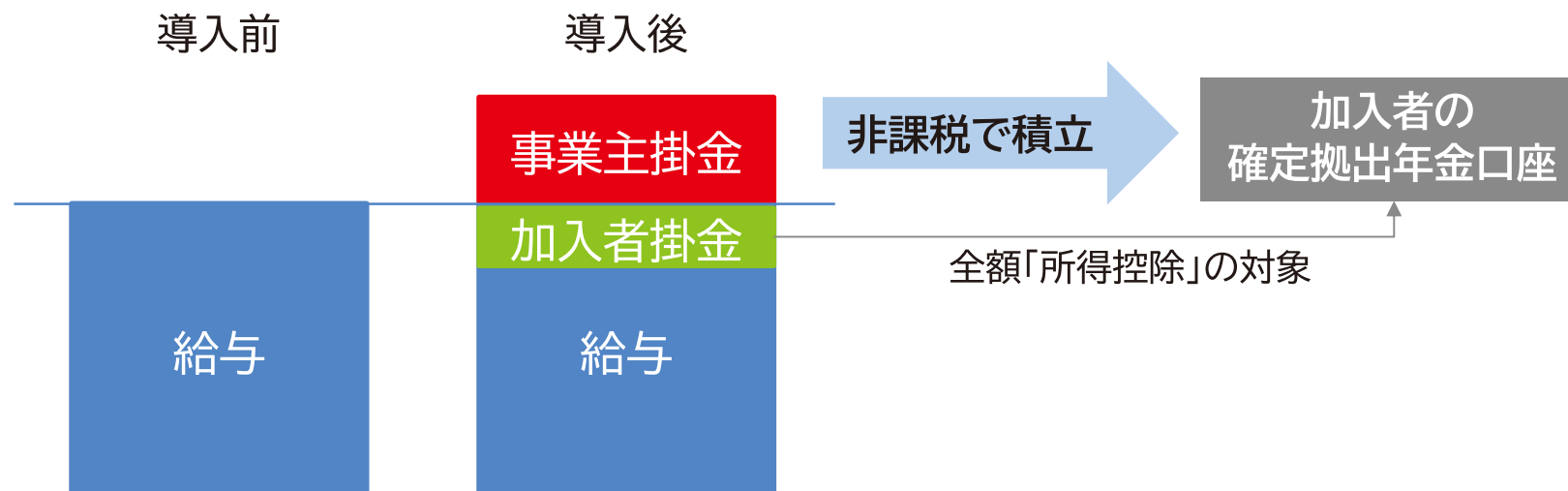
5-3 上乗せ＋選択制の制度設計例

- 1 事業主が「事業主掛金」を一部負担するのに加え、給与の一部を減額し※、その減額分を「生涯設計手当」の原資とします。（※不利益変更とならないよう、実質の支給金額は変えません。）
- 2 対象者（従業員）は、「事業主掛金」として、その一部または全部を確定拠出年金の掛金として拠出するのか、前払金（給与）として受け取るのかを従業員が選択します。
- 3 「事業主掛金」として拠出した場合、非課税で積み立てられ、かつ社会保険料の算定基礎となる賃金には含まれません。



5-4 マッチングの制度設計例

- 1 加入者は事業主が拠出する「事業主掛金」を前提に、自身の給与から「加入者掛金(マッチング拠出)」の積み立てが可能です。
- 2 加入者は「事業主掛金」と「加入者掛金」の合算額を法令上の限度額「62,000円」以内にする必要があります。
- 3 「加入者掛金」は全額「所得控除」の対象となります。



6-1 従業員の掛金設定について

◆掛金の設定方法は以下の3つのモデルから選択します

- ①基準給与の一定率を設定し、掛金額を算定する方法
- ②役職別※の定額を掛金とする方法
- ③役職を問わず、一律定額を掛金とする方法

①基準給与の一定率を設定		
給与例 (月額)	基準給与の一定率	
	3%の場合	5%の場合
20万円	6,000円	10,000円
30万円	9,000円	15,000円
40万円	12,000円	20,000円
50万円	15,000円	25,000円
60万円	18,000円	30,000円

②役職別※定額を設定	
役 職	役職別定額
なし	5,000円
主任	10,000円
係長	15,000円
課長	25,000円
部長	30,000円

③一律定額を設定	
役 職	一律定額
なし	5,000円
主任	
係長	
課長	
部長	

(ご参考)

従業員数 (常用労働者)	退職給付費用の割合 (対月平均現金給与)
30～99人	2.64%
100～299人	3.73%
300～999人	5.08%
1,000人以上	6.28%
調査全体	4.76%

※役職別のほかに等級・グレード別、勤続年数別の設定も可能です。

令和3年就労条件総合調査
(厚生労働省)より

6-2 役員の掛金設定について

◆役員の掛金の設定方法は以下の3つのモデルから選択します

- ①役員報酬の一定率を設定し、掛金額※を算定する方法
- ②役員職位別の定額を掛金とする方法
- ③役員職位を問わず、一律定額を掛金とする方法

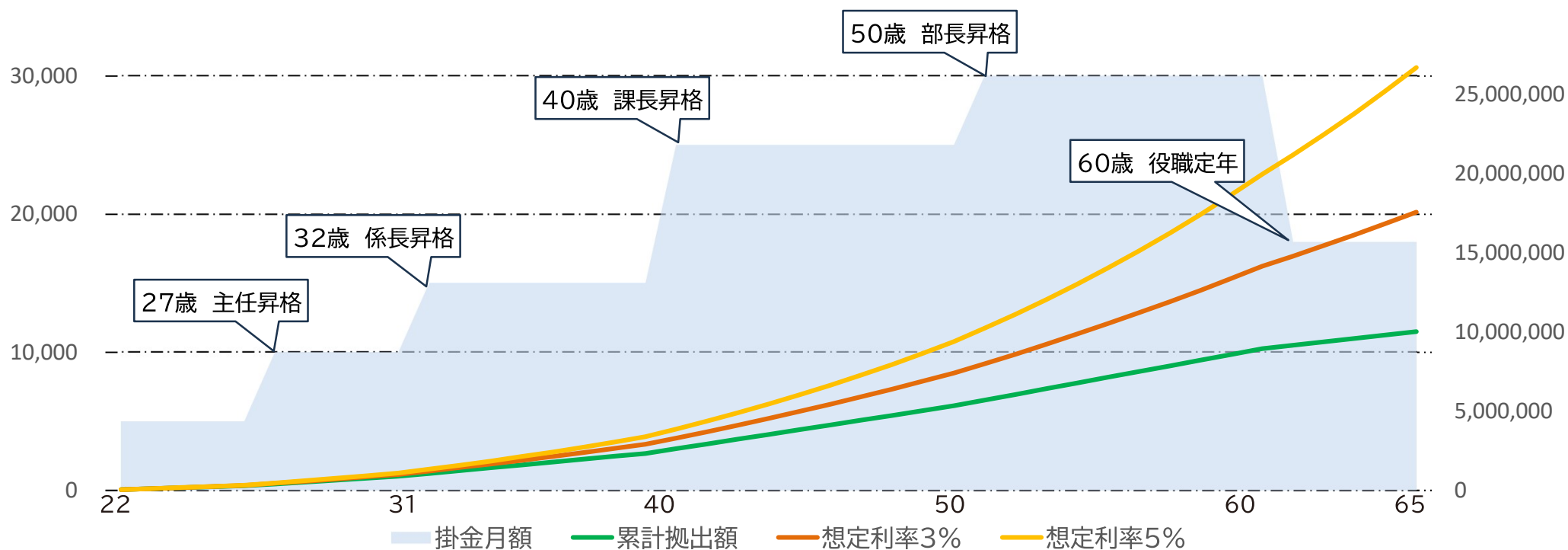
①役員報酬の一定率を設定			②役員職別定額を設定		③一律定額を設定	
役員職位 報酬月額	役員報酬の一定率		役員職位	役職別定額	役員職位	一律定額
	3%の場合	5%の場合				
代表取締役 150万円	45,000円	62,000円	代表取締役	62,000円	代表取締役	62,000円
専務取締役 120万円	36,000円	60,000円	専務取締役	50,000円	専務取締役	
常務取締役 100万円	30,000円	50,000円	常務取締役	45,000円	常務取締役	
取締役 80万円	24,000円	40,000円	取締役	40,000円	取締役	

(注)役員は従業員の規程とは別に役員の規程を定める事により掛金の拠出が可能となります。

6-3 退職年金の給付シミュレーション

◆22歳から65歳までの退職年金モデル

役 職	役 職 在任年齢	勤続年数	掛金月額	在職期間末 累計拠出額	在職期間末残高 想定利率3%	在職期間末残高 想定利率5%
なし	22～26 歳	5 年	5,000 円	300,000 円	322,905 円	339,069 円
主 任	27～31 歳	10 年	10,000 円	900,000 円	1,020,145 円	1,110,884 円
係 長	32～39 歳	18 年	15,000 円	2,340,000 円	2,914,800 円	3,399,165 円
課 長	40～49 歳	28 年	25,000 円	5,340,000 円	7,403,448 円	9,395,961 円
部 長	50～59 歳	38 年	30,000 円	8,940,000 円	14,133,055 円	19,935,925 円
嘱 託	60～65 歳	43 年	18,000 円	10,020,000 円	17,546,542 円	26,664,500 円



7 導入効果のシミュレーション

掛金を積み立てることによる「税・社会保険料の効果」(経営者の視点)



都内在住 50歳 会社経営者

- ・現在の年間報酬は1,200万円
- ・これまで確定拠出年金の積立は未経験

役員報酬を年間
で74.4万円増額

年間の確定拠出年金
の掛金を74.4万円に設定

	役員報酬74.4万円 増額	確定拠出に74.4万円 拠出	拠出した際の軽減額
役員報酬	1,200万円	1,200万円	—
報酬増額分	74.4万円	—	—
確定拠出年金掛金	—	74.4万円	—
社会保険料負担額	1,478,868円	1,401,660円	▲77,208
所得税	1,401,800円	1,245,200円	▲156,600
住民税	888,500円	821,800円	▲66,700
税及び社会保険料の 負担軽減額	—	—	▲300,508円
定年(60歳)までの 10年間の効果累計	—	—	▲3,005,080円

各種料率は2026年4月時点の数値を使用。課税所得の計算は、基礎控除、給与所得控除、給与所得控除、社会保険料控除のみを考慮しています。所得税率には復興特別控除も含まれます。

01 事業主掛金は非課税 POINT

確定拠出年金の事業主掛金は**全額非課税**です。掛金として積み立てることで、法人から個人への**所得移転**となります。

02 大幅な負担軽減 POINT

役員報酬として受け取るケースAと比較して、年間で**27万円**の税・社会保険料が軽減されるため、**負担軽減**が期待できます。

7 導入効果のシミュレーション

掛金を積み立てることによる「税・社会保険料の効果」(従業員の視点)

「選択制」の制度設計により、加入者(従業員・役員)は掛金を税金、社会保険料の負担なく積み立てることが可能です。
事業主は折半負担する社会保険料の負担軽減を期待できます。

■選択制で、月に1万円を確定拠出年金の掛金として拠出した場合(年齢30歳 給与25万円)

	給与25万円	掛金に拠出 (給与24万円)	負担軽減効果
社会保険料 *1	457,728円	423,072円	▲34,656円
税金(所得税・住民税)	163,300円	155,700円	▲7,600円
合 計	621,028円	578,772円	▲42,256円

年間12万円を積み立て
約**4.2万円**の
負担軽減と
なります！



■同じ老後資金の積み立てでも(積み立て後の手取り金額を同じとする場合)(年齢30歳 給与25万円)



確定拠出年金は、税金と社会保険料を支払う前に1万円の掛金を積み立てます。
一旦、給与として受け取ると、税金と社会保険料を支払った後、積み立てることとなります。

確定拠出年金で
積み立てする場合

課税後に
積み立てする場合



*1 2026年4月時点の法令等に基づいて計算している概算値です。

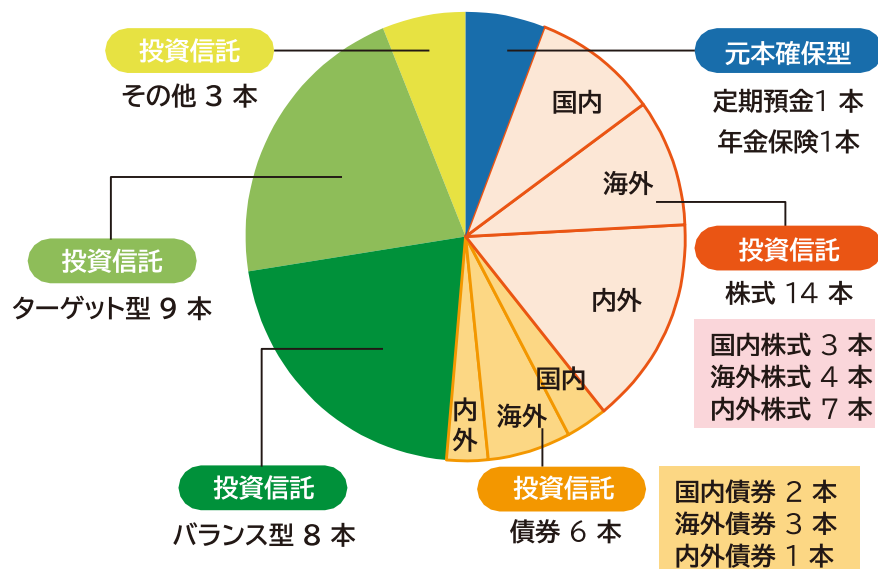
* 税効果については、所得税と住民税の軽減額の1年分を合計した金額です。それぞれの課税時期が異なることから、実際の年間の軽減額とは異なります。

* 税金は掛金額に応じて負担軽減されますが、社会保険料は掛金額に応じて決定される「標準報酬月額」の変動による標準報酬等級のダウンによって起こり得るものです。従って、加入者の収入と掛金額によっては効果が表れない場合もあるのでご注意ください。また、標準報酬等級のダウンによる将来支給される老齢厚生年金の額が減少する可能性があります(老齢基礎年金には影響ありません)。

* 課税所得の計算は、基礎控除、給与所得控除、社会保険料控除のみ考慮しています。

8 運用商品ラインナップ

商品構成(全 42商品)2026 年 3 月現在



信託報酬

ファンドを保有している期間にかかる運用管理費用です。信託財産から自動的に差し引かれています。

信託財産留保額

ご解約(またはご購入)の際に換金代金(または買付代金)から差し引かれるものです。運用の安定性を保つために信託財産に留保されます。

インデックス型運用(パッシブ)は業界最低水準の
信託報酬手数料を実現しました！

購入時手数料(販売手数料)も無料(ノーロード)となります。



元本変動型商品(パッシブ)

カテゴリ	運用商品名	委託会社名	信託報酬 (税込)	信託財産 留保額
国内株式	三井住友・DC つみたてNISA日本株・インデックスファンド	三井住友 DS アセットマネジメント	0.176%	-
	ニッセイ日経平均インデックスファンド	ニッセイアセットマネジメント	0.143%	-
海外株式	ニッセイ外国株式インデックスファンド	ニッセイアセットマネジメント	0.09889%	-
	EXE-i 新興国株式ファンド	SBI アセットマネジメント	0.1646%程度	-
	SBI・V・S&P500 インデックス・ファンド	SBIアセットマネジメント	0.0938%程度	-
	SBI・インベスコQQQ・NASDAQ100 インデックス・ファンド	SBIアセットマネジメント	0.2388%以下	-
内外株式	SBI・全世界株式インデックス・ファンド <雪だるま>(全世界株式)	SBI アセットマネジメント	0.1022%程度	-
	SBI・先進国株式インデックス・ファンド <雪だるま>(先進国株式)	SBI アセットマネジメント	0.0982% 程度以内	-
	eMAXIS Slim 全世界株式(オール・カントリー)	三菱 UFJ アセットマネジメント	0.05775% 以内	-
	三菱UFJ 国内債券インデックスファンド(DC)	三菱 UFJ 国際投信	0.132%	-
国内債券	野村外国債券インデックスファンド(DC)	野村アセットマネジメント	0.154%	-
海外債券	i Free 新興国債券インデックス	大和アセットマネジメント	0.242%	-
内外債券	SBI・i シェアーズ・全世界債券 インデックス・ファンド	SBI アセットマネジメント	0.1158%程度	-
バランス型	DC インデックスバランス(株式 20)	アモーヴァ・アセットマネジメント	0.154%	-
	DC インデックスバランス(株式 40)	アモーヴァ・アセットマネジメント	0.154%	-
	DC インデックスバランス(株式 60)	アモーヴァ・アセットマネジメント	0.154%	-
	DC インデックスバランス(株式 80)	アモーヴァ・アセットマネジメント	0.154%	-
	eMAXIS Slim バランス(8 資産均等型)	三菱UFJアセットマネジメント	0.143% 以内	-
その他	DC ニッセイ J-REIT インデックスファンド A	ニッセイアセットマネジメント	0.187%	-
	三井住友・DC 外国リートインデックスファンド	三井住友 DS アセットマネジメント	0.297% 以内	-
	SBI・i シェアーズ・ゴールドファンド(為替ヘッジなし)	SBI アセットマネジメント	0.1838%程度	-

8 運用商品ラインナップ

元本変動型商品(アクティブ)

カテゴリー	運用商品名	委託会社名	信託報酬 (税込)	信託財産 留保額
国内株式	フィデリティ・日本成長株・ファンド	フィデリティ投信	1.683%	-
内外株式	コモンズ・30・ファンド	コモンズ投信	1.078% 以内	-
	キャピタル世界株式ファンド (DC年金つみたて専用)	キャピタル・ インターナショナル	1.085% 程度	-
	ひふみ年金	レオス・キャピタルワークス	0.836%	-
	SBI 全世界高配当株式ファンド(年1回決算型)	SBI アセットマネジメント	0.055%	-
国内債券	DC ダイワ物価連動国債ファンド	大和アセットマネジメント	0.396%	-
海外債券	SBI-PIMCO 世界債券アクティブファンド(DC)	SBI アセットマネジメント	0.8294%	-
バランス型	セゾン・グローバルバランスファンド	セゾン投信	0.56%±0.02% 程度	-
	セゾン資産形成の達人ファンド	セゾン投信	1.34%±0.02% 程度	-
	DC 低リスク運用・先進国バランスファンド (円キャッシュプラス)	アモーヴァ・アセットマネジ メント	0.330%	-

元本変動型商品(ターゲット)

カテゴリー	運用商品名	委託会社名	信託報酬 (税込)	信託財産 留保額
ターゲット型	マイターゲット2030(確定拠出年金)	野村アセットマネジメント	0.198%	-
	マイターゲット2035(確定拠出年金)	野村アセットマネジメント	0.242%	-
	マイターゲット2040(確定拠出年金)	野村アセットマネジメント	0.242%	-
	マイターゲット2045(確定拠出年金)	野村アセットマネジメント	0.242%	-
	マイターゲット2050(確定拠出年金)	野村アセットマネジメント	0.242%	-
	マイターゲット2055(確定拠出年金)	野村アセットマネジメント	0.242%	-
	マイターゲット2060(確定拠出年金)	野村アセットマネジメント	0.242%	-
	マイターゲット2065(確定拠出年金)	野村アセットマネジメント	0.242%	-
	マイターゲット2070(確定拠出年金)	野村アセットマネジメント	0.242%	-

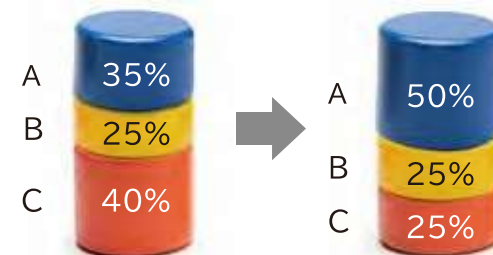
元本確保型商品

カテゴリー	運用商品名	運用会社名
定期預金	ろうきん定期(スーパー型)	労働金庫連合会
年金保険	フコク DC 積立年金(5 年)	富国生命

運用商品は自由に変更可能です。

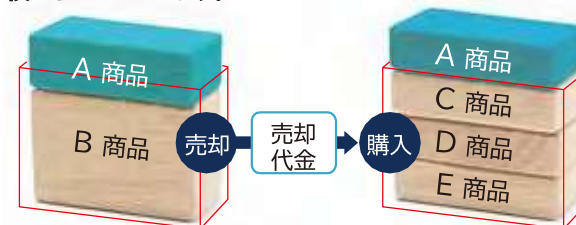
配分割合 の変更

毎月の拠出金で買い付ける運用商品の比率を変更します。
下記の例では商品Aの割合を増やし、商品 C の割合を減らしています。



運用商品 の変更 (スイッチング)

現在保有している運用商品を売却・解約して、他の運用商品に
買い換えることをいいます。



・最新の運用商品情報については、下記 URL のリンク先をご参照ください(情報の更新は、原則「月の第一週」に行います)。

<https://www.benefit401k.com/universe/11/UniverseDaredemo.html>

・商品一覧の「信託報酬」欄の数値は、信託報酬以外にファンドの管理に係る費用が発生するものについては当該費用を加味した料率を表示しています。

・運用商品は、2026 年 3 月時点の情報に基づいて表示しています。

9 投資教育関連について

企業型確定拠出年金を実施する事業主には、加入者(従業員)に対して(継続)投資教育を実施することが「事業主の責務(努力義務)」として規定されています。本プランでは以下のようなコンテンツ提供を通じ、投資教育のサポートを実施いたします。

■投資教育動画



■加入者向けニュースレター



■事業主向け運用レポート



■加入者向け学習教材



■eラーニングサービス

■ロボアドバイザーサービス



※投資教育(ロボアドバイザー、eラーニング)サービスは別途費用が発生するものではありません。

◆ eラーニングサービスについて

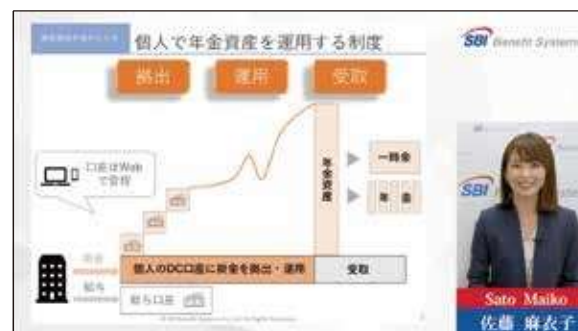
確定拠出年金の制度や運用についてWEBで学習できる投資教育コンテンツを提供(スマホ視聴にも対応)。

POINT

01 10分程度の**短い講義動画**で手軽に学習

02 単元履修後の**カンタンな確認テスト**で理解度をチェック

03 企業担当者は**加入者の視聴状況**を一覧で把握可能



(※「制度・年金リテラシー編」より)

(※画面はイメージです)



9 投資教育関連について

◆ ロボアドバイザーサービスについて DC Doctor

01 金融工学や投資理論にもとづいたポートフォリオ提案

加入者の資産運用に関する質問の回答によるリスク許容度診断と将来の目標額到達に必要な利回りから最適なポートフォリオをご提案します。

02 運用商品の選択支援

運用商品の信託報酬、トータルリターン、シャープレシオなど6種類の選定基準をご用意しました。加入者のお好みの基準による運用商品のランキングを提示し、自分に合った運用商品を簡単にお選びいただけます。

03 豊富なリスクシミュレーション機能

加入者が選択したポートフォリオの将来の資産見込額を予測するシミュレーションや過去の一定期間における運用実績シミュレーションなど、リスクを可視化した便利なシミュレーションをご利用いただけます。

04 日々の運用状況が確認できるダッシュボード機能

パソコンやスマートフォンなどから、日々の資産残高、損益、利回り等の運用状況等がひと目でご確認いただけます。

05 リバランス等の「お知らせ」通知機能

ポートフォリオのリスクが大きく変動(設定した資産配分割合が大きく変動)した場合、資産残高が設定した額に達した場合や設定した一定期間を経過した場合にメールやアプリ内のメッセージで通知します。

06 ゴールベースリスクアプローチ

将来の目標額の達成のため、加入者の目標利回りとリスク許容度に基づき、最適なポートフォリオを選択できます。また、行動経済学のプロスペクト理論を活用した運用状況のフィードバックが、長期の積立運用計画のロードスター(指標)をフォーカスし、加入者の目標達成をより適切に支援します。

○画面イメージ

デモサイトは[こちら](#)から→

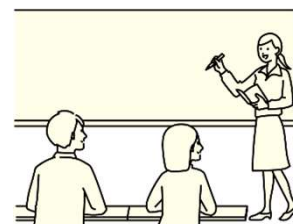


◆ 従業員説明会実施サービス

(SBIインシュアランスラボが実施)

企業型確定拠出年金の制度説明だけでなく、貴社の制度設計の内容、投資の基本や年金制度など、貴社の要望に応じて実施いたします。

基本料金 **30,000円~**
(1回あたり。人数、会場によって変動)



10 制度の運営費について

運営管理手数料等制度運営に係る費用は毎月 26 日に指定口座より振替します(表示金額は全て税抜)

初期費用

◆運営管理手数料

導入一時金 45,000円(1事業所あたり)
制度導入時の地方厚生局への申請代行費用、システムへの登録費用等を含みます。

口座開設手数料 3,000円(加入者1名あたり)
掛金を拠出する方のみ課金されます。

◆その他費用

導入コンサルティング費用 105,000円(1事業所あたり)
制度設計及び申請サポート費用として、SBIネオファイナンスから請求いたします

申請書類整備・年金規定作成費用 50,000円(1事業所あたり)
弊社が提携する社会保険労務士(提携社労士)にご依頼ください。
(記載は標準費用です。作成費用については、提携社労士と個別にご相談ください)

資産管理契約取扱手数料 30,000円(1事業主あたり)
資産管理契約を締結するにあたり取扱手数料が課金されます。(厚生年金被保険者50名未満の場合)

経常費用(月額)

◆運営管理手数料

事業主手数料 15,000円(1事業所あたり)
<金額内訳> 運営管理手数料10,000円/事務取次手数料5,000円

加入者基本手数料 500円(加入者1名あたり)
加入者基本手数料は、掛金を拠出する方のみ課金されます。
<金額内訳> 運営管理手数料400円/事務取次手数料100円

◆その他費用

収納代行手数料 300円(1事業所あたり)

資産管理手数料

事業所全体の年金資産の月末平均残高に応じて、資産管理機関の定める手数料がかかります。(プラン全体の資産が5億円以下の場合0.110%。資産残高の増加で下表のように逓減します。
当手数料に加え当プランに参加する企業の脱退、倒産等に備えて1年分の資産管理手数料相当額を「資産管理手数料預託金」(無利息)としてお預かりします。脱退時に精算し、余剰があれば返金します。

資産残高区分	料率(年率)
5億円以下の部分	0.110%
5億円超10億円以下の部分	0.099%
10億円超20億円以下の部分	0.088%
20億円超50億円以下の部分	0.077%
50億円超100億円以下の部分	0.066%
100億円超の部分	0.055%

【参考】ご負担いただく運営管理手数料の目安について

	初期費用	経常費用/年
基本費用	230,000円 被保険者50名未満の場合	183,600円
	+	+
従量費用	加入者1名あたり @3,000円	加入者1名あたり @6,000円

※資産管理手数料は年金資産残高等により変動するため含めておりません。

その他費用

移換手数料 4,000円(1名1回あたり)

加入者が退職した際、他制度への資産移換や脱退一時金に係る費用としてご負担いただきます。

還付手数料 1,000円(1名あたり)

退職等の届け出が遅れたために掛金が拠出、運用商品を購入してしまった時に会社に返金する組戻し手数料です。

掛金停止作業費 5,000円~(1回あたり)

掛金の拠出の停止する際に必要となる作業のための費用です。

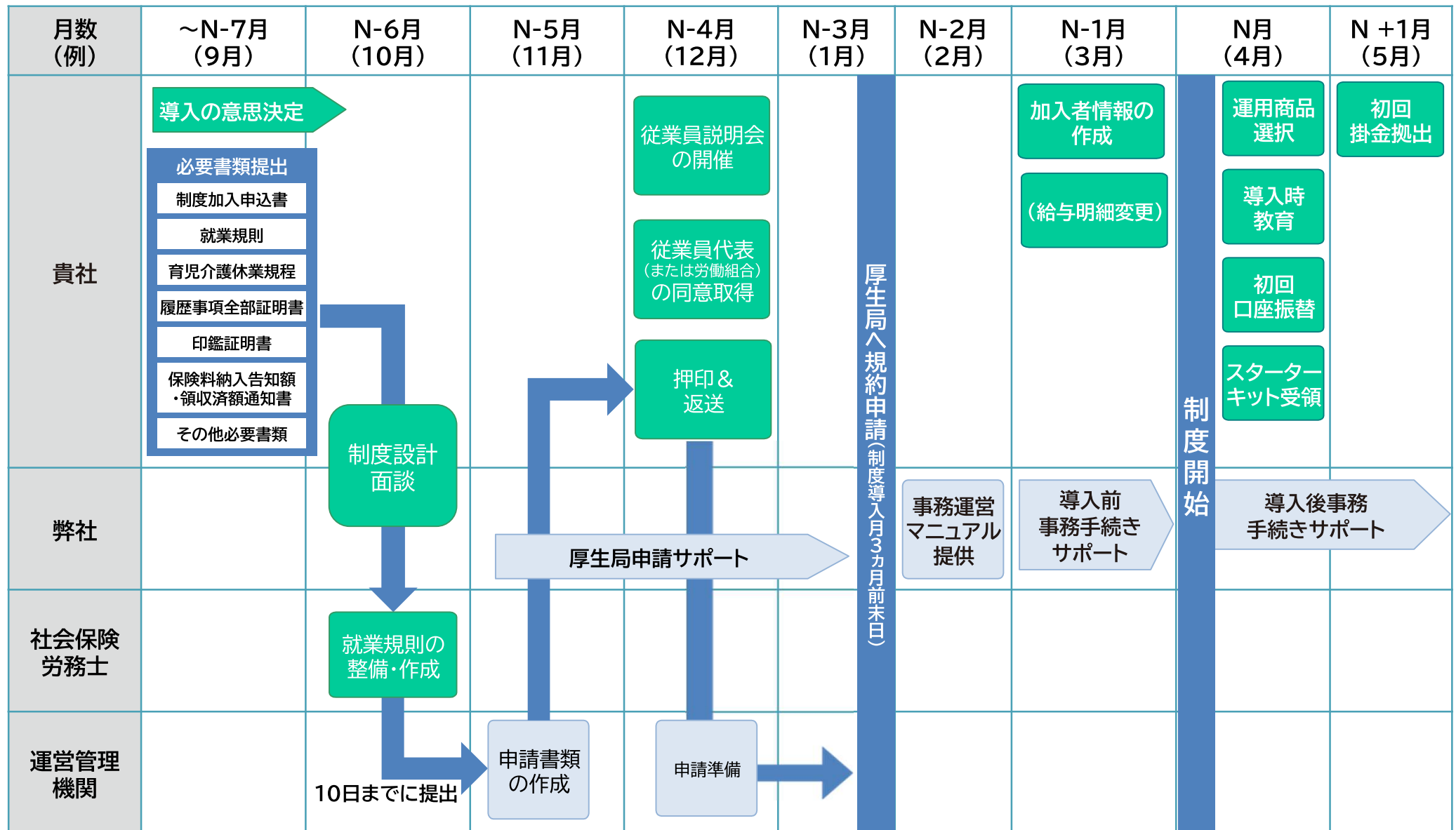
変更申請等代行費用・制度保全事務費

5,000~50,000円(1回あたり)

制度導入後の規約等の変更(脱退や加入者範囲変更等)に係る厚生局への変更申請代行費用もしくは関連諸規程の変更における制度保全事務費につき、その変更内容に応じて手続き1回あたり左記費用をご負担いただきます。

11 制度導入までのスケジュール例

制度開始のスケジュール例



12 必要書類のご案内

企業型年金規約の厚生局への承認申請にあたり、下記書類をご提出ください。

① 所定の申込書

② 履歴事項全部証明書

登記情報提供サービスの閲覧データでも可(データでご提出ください)
発行日は申請月の前月から起算して5ヵ月以内のものをご提出ください。

③ 法人の印鑑証明書

発行日は申請月の前月から起算して5ヵ月以内のものをご提出ください。

④ 就業規則(編集が可能な形式のもの)

従業員区分(契約社員や再雇用者など)ごとに別の定め(規則)があれば、それらも併せてご提出ください。

⑤ 育児・介護休業規程(編集が可能な形式のもの)

⑥ 保険料納入告知額領収済額通知書(サンプル参照)

発行日は申請月の前月から起算して6ヵ月以内のものをご提出ください。

The image shows a sample form titled '保険料納入告知額・領収済額通知書' (Insurance Premium Payment Notice and Receipt of Payment). It contains two tables. The left table, '保険料納入告知額' (Insurance Premium Payment Notice), lists monthly premium amounts for different employee categories. The right table, '領収済額' (Receipt of Payment), lists the amounts received from the company. The form also includes a section for the company's name and address, and a section for the employee's name and address.

(選択制導入の場合)

⑦ 選択制確定拠出年金制度導入に伴う重要事項の確認書

- 企業型年金規約の承認申請は、厚生年金適用事業所の就業規則等、関連諸規程が整備されていることが条件となります。
- 「履歴事項全部証明書」の内容に変更があった場合、申請書類の修正や制度導入日の変更が生じる可能性がありますので、ご了承ください。
- 規程に不備があり、その内容によっては申請をお断りすることがございますので、予めご了承ください。
- 個人事業主のお客さまの場合は、必要書類が上記と異なる場合がございます。

13 プランの概要

1	プラン名 or 規約名	SBIみらい年金 / SBIみらい年金企業型年金規約																		
2	設立形態	・総合型:複数の会社が集まり同じ制度に参加する設立形態です。 代表事業主は、参加企業を代表して規約の申請、事務のとりまとめを行います。																		
3	加入資格	・原則70歳未満の厚生年金保険被保険者(民間企業の役員、従業員または私立学校の教職員)。ただし、企業により加入年齢の上限は異なります。 ※前払い退職金との選択制により任意加入制度とすることも可能です。																		
4	掛金	・選択制をはじめとした各種掛金設計が可能です。法令上の拠出限度額は月額 62,000 円です。 ※その他の企業年金制度実施の場合、月額62,000円からその他の企業年金制度の額を控除した額 ・掛金は全額損金の対象となります。 ・60歳以上の資格喪失者については事業主返還の対象外です。																		
5	資格喪失	・次に該当した場合、加入者は資格を喪失します。 ①企業型年金規約に定められた年齢に到達(事業所単位で原則 70 歳までの範囲で設定) ②退職 ③死亡																		
6	給付	1. 老齢給付金 原則 60 歳で受給権を取得します(通算加入者等期間 *1 が 10 年に満たない場合は最長 65 歳までスライド)一時金もしくは年金を選択します。年金種類は 5 年・10 年・15 年・20 年の 4 種類です。 <table><tr><td>通算加入者等期間</td><td>受取開始年齢</td><td>通算加入者等期間</td><td>受取開始年齢</td></tr><tr><td>10 年以上</td><td>60 歳</td><td>4 年～6 年未満</td><td>63 歳</td></tr><tr><td>8 年～10 年未満</td><td>61 歳</td><td>2 年～4 年未満</td><td>64 歳</td></tr><tr><td>6 年～8 年未満</td><td>62 歳</td><td>2 年未満</td><td>65 歳</td></tr></table> 60 歳以上での新規加入(通算加入者等期間 *1 が無い方)は、加入日から 5 年経過した日以降、受給可能となります。 2. 障害給付金 所定の障害状態となった場合、一時金もしくは年金の受給権を取得します。 3. 死亡一時金 加入者が死亡した場合、個人別管理資産額を規約に定める遺族に給付します。 4. 脱退一時金 確定拠出年金は原則、60 歳未満での途中引き出しはできません。ただし、「個人別管理資産額が 1.5 万円以下の者」や「国民年金保険料免除者または日本国内に住所を有しない外国籍の方で、個人別管理資産額が 25 万円以下もしくは掛金拠出期間が 5 年以下の者」は、所定の条件を全て満たす場合のみ、脱退一時金を請求できます。			通算加入者等期間	受取開始年齢	通算加入者等期間	受取開始年齢	10 年以上	60 歳	4 年～6 年未満	63 歳	8 年～10 年未満	61 歳	2 年～4 年未満	64 歳	6 年～8 年未満	62 歳	2 年未満	65 歳
通算加入者等期間	受取開始年齢	通算加入者等期間	受取開始年齢																	
10 年以上	60 歳	4 年～6 年未満	63 歳																	
8 年～10 年未満	61 歳	2 年～4 年未満	64 歳																	
6 年～8 年未満	62 歳	2 年未満	65 歳																	
7	中途退職時の取扱い	・加入者が中途退職した場合、加入者自身が個人別管理資産の移換手続きを行います。 ①転職時 転職先の企業型確定拠出年金制度に移換するか、制度が無い場合には個人型もしくは通算企業年金へ移換します。 ②自営業者や専業主婦など 個人型へ移換します。																		
8	税制	・会社が拠出した事業主掛金は全額損金となります。 ・投資信託の売却益・配当益、銀行の定期預金の利息は非課税となります。 ・老齢給付金の一時金は退職所得控除、年金は公的年金等控除の対象となります。 ※個人別管理資産に掛かる特別法人税は現時点では、2029 年 3 月末まで凍結されています。																		
9	運用指図方法	お手続きは WEB もしくはコールセンターで行います。 ・掛金の配分の変更 ・運用商品の変更(スイッチング)																		
10	規約上の関係機関	代表事業主:SBI DCサポート 運営管理機関:SBI ベネフィット・システムズ	記録関連業務:SBI ベネフィット・システムズ 資産管理機関:みずほ信託銀行	商品提供機関:SBI 証券、ろうきん、富国生命等																

*1 企業型と個人型それぞれの加入者期間と運用指図者期間を通算した期間です。対象の期間は 60 歳到達までとなります。

14 よくあるご質問(Q&A)

Q1

加入者1名でも企業型を導入できますか？

A1

確定拠出年金法では企業型の設立に人数要件はありません。厚生年金の適用事業所であれば導入可能です。SBIベネフィット・システムズは独自システムの採用により、コスト、採算等による人数の制限は行っておりません。

Q2

役員も企業型に加入できますか？

A2

原則 70 歳未満の厚生年金保険被保険者であれば、役職に関係なく社長や役員でも加入できます。
もちろん、掛け金は全額損金計上できます。
※加入している事業所の取扱いにより加入可能年齢の上限が異なります。

Q3

役員のための企業の場合、個人型と企業型ではどちらがメリットが大きいですか？

A3

役員が厚生年金の被保険者の場合、個人型も企業型も拠出限度額は62,000円と、同額です。しかし、企業型で拠出する掛金は損金となり、個人の給与収入とはならないため、社会保険料の算定基礎からも外れます。これらの税効果、社会保険料の負担軽減効果が見込める場合、役員のための加入であっても企業型のメリットは大きいと言えます。

Q4

個人型の年金資産を企業型へ移換できますか？

A4

企業型の加入資格を取得し、企業型で掛金を拠出する加入者は、個人型の運用商品を一旦全部売却し、現金化した後に企業型へ移換できます。
なお、自身の資産を企業型に移換せずに個人型に残して、個人型運用指図者となる事も本人の希望に応じて可能です。

Q5

具体的な税制メリットについて教えてください

A5

会社が負担する掛金は全額損金の対象となります。掛金は個人の確定拠出年金口座に積み立てられますが、個人の所得とは見做されません(所得税法による)。原則、60 歳以降に受給権を取得し受給開始した時に初めて所得となります。さらに、一時金受取を選択した場合は退職所得として退職所得控除の対象、年金受取を選択した場合は雑所得として公的年金等控除の対象となります。

Q6

選択制の確定拠出年金の掛金が社会保険料や所得税等の算定基礎とならない根拠を教えてください

A6

選択制の確定拠出年金の掛金は、確定拠出年金法上「事業主掛金」と定義されます。選択制で拠出された「事業主掛金」は、所得税法施行令 64 条により会社が加入者の確定拠出年金口座に掛金を拠出して加入者の所得とならないと規定されています。
確定拠出年金口座に拠出された掛金は加入者に財産権がある資産ですが、実際には受給権が発生する原則 60 歳以降まで受け取ることができません。このため、所得となるのは受給権が発生する原則 60 歳以降となり、それまで課税が繰り延べられます。
選択制の掛金に対して社会保険料が掛からない根拠は、社会保険料の算定基礎となる所得が拠出時点では発生していないとみなされているためです。

Q7

社会保険料が下がることの不利益はありませんか？

A7

社会保険料が下がることにより、将来支給される「老齢厚生年金」の額が減少する可能性があります。
同様の理由から、健康保険、雇用保険における給付額が減額となる可能性があります。

<計算例>加入者年齢 30 歳(給与月額 25 万円)が 60 歳まで毎月 1 万円の掛金拠出をした場合

保険種類	支給金種類	減額見込額※
厚生年金保険	老齢厚生年金	39,464 円(1 年当たり)
健康保険	出産手当金	447 円(1 日当たり)
	傷病手当金	447 円(1 日当たり)
雇用保険	育児休業給付金	223 円(育児休業開始日から 180 日目まで) 167 円(育児休業開始日から 181 日目以降)
	介護休業給付金	223 円(1 日当たり)

※現在の法令等に基づいた概算値であり、実際の金額とは異なる場合があります。

14 よくあるご質問(Q&A)

Q8	掛金の積み立てを停止することはできますか？	A8	原則、掛金の積み立てを停止することはできません。ただし、休職期間、育児・介護休業期間中(共に会社都合以外の事由の場合に限る)のうち無給の期間については、規約に定めることで掛金の積み立てを停止できます。
Q9	希望する従業員のみ加入することはできますか？	A9	前払退職金制度と確定拠出年金制度の選択制とすることで、希望者のみ加入が可能となります。希望しない従業員は前払退職金として給与に併せて受け取ります。
Q10	年金資産の引き出しはできますか？	A10	年金資産は「60 歳以上の資格喪失年齢到達または資格喪失事由に該当し老齢給付金の受給権を取得したとき」「障害の認定」「死亡」以外での、途中引き出しは原則認められていません。
Q11	自己破産した場合の年金資産の取り扱いを教えてください	A11	確定拠出年金法第 32 条では、「給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし老齢給付金及び死亡一時金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。」と定められており、会社破綻時に自己破産しても、最低限の老後資金を保全することができます。中小企業の経営者の場合、銀行の借入に個人保証するケースが多いため、経営者の有効な防衛手段となります。
Q12	60 歳以上の社員が企業型に加入する事は可能ですか？	A12	原則 70 歳未満の厚生年金保険被保険者は企業型への加入が可能です。ただし、実際の加入年齢の上限は企業型年金規約や各社の規程の定めに応じて決定されます。
Q13	老齢給付金の請求は受給可能年齢に達した後、直ぐに手続きをすべきですか？	A13	受給可能となった日から 75 歳の誕生日の 2 日前までは、いつでもご請求可能です。ただし、老齢給付金の請求を行わないで 75 歳に達したときは、資産管理機関が記録関連運営管理機関の裁定に基いて、老齢給付金の支給を行います。
Q14	「指定運用方法」とは何ですか？	A14	掛金に対する運用指図(配分指定)がないまま、一定期間経過すると自動的に購入される商品で、年金規約にて定められます。拠出された掛金に対し運用指図が行われないと、待機資金として管理されます。通常、加入者が 3 カ月以上(特定期間と言います)にわたって自身で掛金の配分設定をしなかった場合は、運営管理機関より運用指図の設定を行うよう督促がなされます。その後、さらに 2 週間以上の猶予期間を経ても運用指図が無い場合、「指定運用方法」の商品が自動的に購入されます。
Q15	ポータビリティとはどのようなことですか？	A15	確定拠出年金制度におけるポータビリティとは、現在加入している制度で積み立てた資産を勤務先や就業等の状況に応じて、他の確定拠出年金制度に持ち運ぶことを指します。 60歳以降に老齢給付金が受給可能な企業型に加入している加入者が、受給年齢到達前の転職または中途退職により加入資格を喪失する場合、これまで積み立てた年金資産を転職先の企業型制度もしくは個人型や通算企業年金に移換して運用を継続できます。次ページの「中途退職した場合の選択肢」をご参照ください。

中途退職した場合の選択肢(ポータビリティ)

退職後の
お手続きの流れ

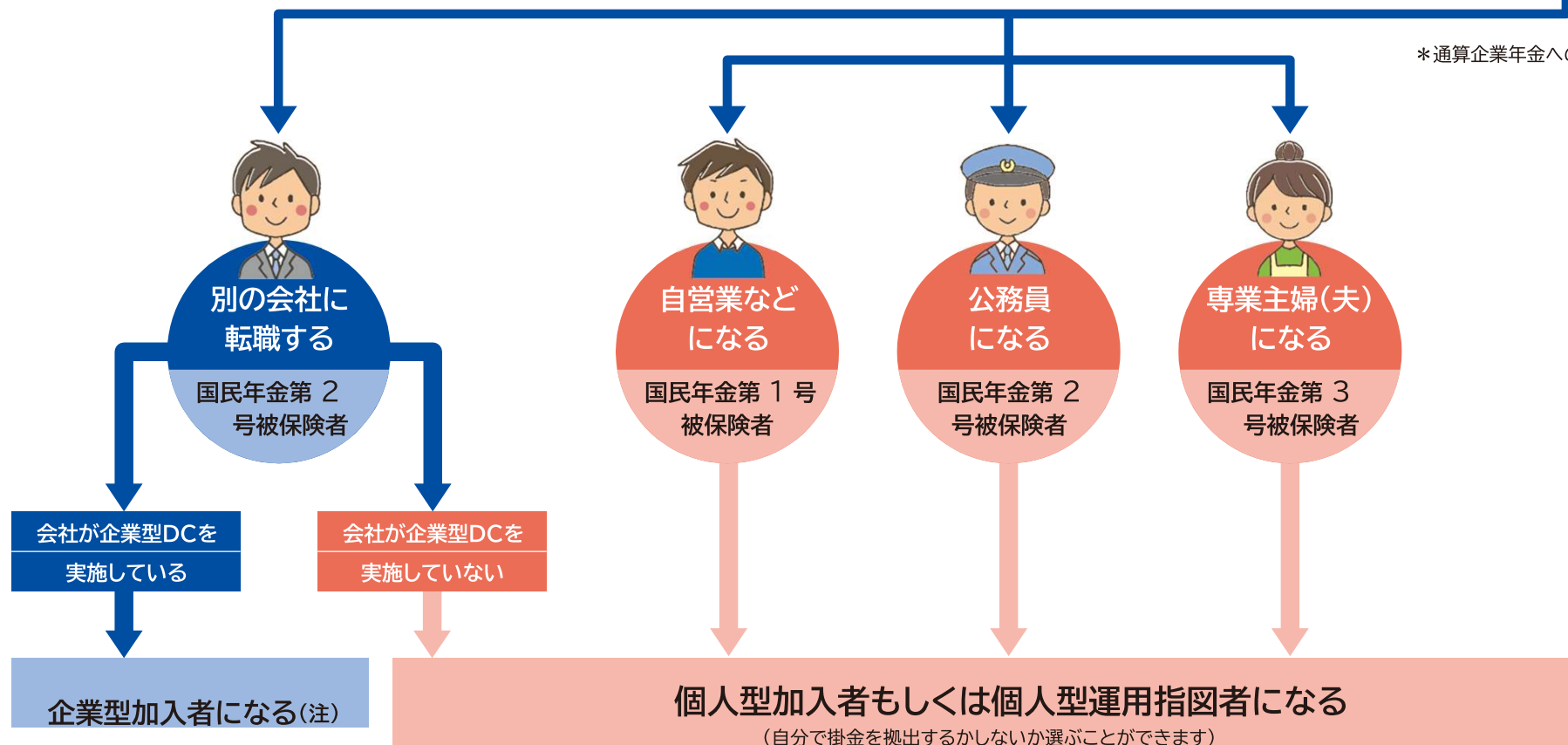
退職後、運営管理機関より
説明書類が自宅へ届きます。

退職後の資産移換手続きは
自分で行う必要があります。

退職後、6 ヶ月以内に
手続きしましょう。

※退職後、6 ヶ月以内に手続きをしなかった場合、国民年金基金連合会へ自動移換され管理手数料が資産から控除されます。

*通算企業年金への移換も可能です。



(注)・企業型の加入者となった場合でも、個人型の併用が原則可能です。

・企業型確定拠出年金に加入資格がない場合、もしくは加入する事を選択しなかった場合は前職の年金資産を個人型に移換し、個人型の加入者または運用指図者となることができます。企業型と個人型に同時加入した場合は、年金資産の移換先を選択することができます。

導入にあたっての注意点

確定拠出年金法に基づく企業型年金制度となります。

導入にあたっては、必ず下記の注意点をご確認ください。

- ◆ 確定拠出年金で積み立てられた年金資産は、60歳以降で受給権を取得するまで引き出しをすることはできません。（法令上の脱退一時金の請求要件を満たした場合、加入者の死亡もしくは所定の障害状態となった場合を除きます。）
- ◆ 掛金は毎月所定日にご指定の口座より口座振替となります。法令上、未納分の追納はできませんのでご注意ください。
- ◆ 掛金が2か月連続で口座振替されない場合、制度を脱退いただきますので、予めご了承ください。
- ◆ 法令上、加入者への運用に関する基礎的な投資教育、継続教育は、制度を実施する事業主の責務となります。
- ◆ 企業管理者が使用する管理者サイトは、対応するインターネットブラウザ（*）がマイクロソフト社 Windows を OS（オペレーティングシステム）とする Microsoft Edge もしくは Google Chrome のみとなります。その他のOS、ブラウザはご利用できませんのでご注意ください。
* インターネット上のウェブ ページの情報を画面上に表示するための閲覧ソフト
- ◆ 加入者のご登録作業にマイクロソフト社の Microsoft Excel (Windows デスクトップ版) を使用します。その他の代替ソフトは動作しませんのでご注意ください。

当パンフレットは、作成日時点における信頼できる情報に基づいて作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。今後、外部環境の変化、法令や税制等の改定により、取扱内容が変更される場合があります。また、会計、税務、法律面の取り扱いにつきましては、各専門家にご確認のうえ、自らご判断ください。